

住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請に係る本人確認に関する事務
処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し、戸籍証明書等の交付申請書（以下「申請書」という。）を提出した者について、本人確認を行い、虚偽その他不正な手段による申請を防止し、町民の個人情報を保護することを目的とする。

(本人確認を行う申請書の範囲)

第2条 本人確認を行う申請書の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民票等交付申請書
- (2) 戸籍証明書等交付申請書

(本人確認の対象者)

第3条 本人確認は、前条に規定する申請書を提出する者（代理人、使者を含む。以下「申請者」という。）について行うものとする。

(本人確認の方法)

第4条 申請者の本人確認は、別表第1に掲げる書類のいずれか1以上の書類の提示を求めて行うものとする。

- 2 前項による本人確認ができないときは、別表第2に掲げる書類のいずれか2以上の書類の提示を求めて行うものとする。
- 3 前2項による書類の提示がない場合及び書類の提示があった場合でも必要と判断されるときは、口頭で質問を行い、本人確認を行うものとする。

(郵送による申請の本人確認等)

第5条 郵送による申請の本人確認（法人からのものは除く。）は、申請者にかかる別表第1に掲げる書類のいずれか1以上の書類又は別表第2に掲げる書類のいずれか2以上の書類の写しを添付させることにより行うものとする。

- 2 前項による本人確認ができないときは、申請者へ電話等で質問を行い、本人確認を行うものとする。
- 3 前2項による本人確認ができないときは、当該申請に係る書類を申請者の住民

登録地に送付することをもって本人確認とする。ただし、特別な事由がある場合は、住所地に送付することとする。

(本人確認の記録)

第6条 前2条により本人確認を行ったときは、申請書の余白に記録をする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成18年11月30日 大口町告示第108号)

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日 大口町告示第86号)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)附則第15条及び附則第28条を適用する。
- 3 前項の適用をうける外国人登録証明書において、氏名に簡体字又は繁体字が用いられている場合は、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示(平成23年法務省告示第582号)」に従い、正字に置換のうえ取扱うものとする。

附 則 (平成27年9月30日 大口町訓令第16号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日 大口町告示第68号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日 大口町告示第115号)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付を受けている国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証若しくは共済組合員証(以下「被保険者証等」という。)の有効期間が経過するまでの間の当該被保険者証等については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第5条関係）

住民基本台帳カード（本人の写真が貼付されているものに限る。）

個人番号カード

旅券

運転免許証

海技免状

電気工事士免状

無線従事者免許証

動力車操縦者運転免許証

運航管理者技能検定合格証明書

猟銃・空気銃所持許可証

特殊電気工事資格者認定証

認定電気工事従事者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

宅地建物取引主任者証

船員手帳

戦傷病者手帳

教習資格認定証

警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

身体障害者手帳

療育手帳

小型船舶操縦免許証

在留カード

特別永住者証明書

一時庇(ひ)護許可書

仮滞在許可書

官公署がその職員に対して発行した身分証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

別表第2（第4条、第5条関係）

住民基本台帳カード（別表第1に規定するものを除く。）
国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書
介護保険の被保険者証
国民年金手帳又は基礎年金番号通知書
国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
共済年金又は恩給の証書
請求書・申出書・届出書等に押印した印鑑に関する印鑑登録証明書
別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等
敬老手帳
生活保護受給者証
学生証
法人がその職員に発行した身分証明書（官公署が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。）
官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）
その他本人しか持ち得ないものとして町長が適当と認める書類